

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は昭和49年4月にA県からB県C市に転入したが、C市からは同月以降の納付書は届かなかった。その後、同年10月にB県D市に転入し、D市役所から未納の督促の通知が届いたため、保険料をまとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月にD市への転居とともに共済組合に加入しているが、D市には申立人の国民年金被保険者名簿が存在しており、D市から未納の通知を受け保険料をまとめて納付したとしている申立人の主張と矛盾しない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間の直前にあたる昭和49年4月から同年6月までの保険料は納付済みとなっていることから、当該期間はD市からの納付書により納付したと推認できるが、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、D市においては、申立期間当時、納付書方式による保険料収納が実施されており、このことは申立人の主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦分併せて納付したはずであり、未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、いずれも3か月と短期間である。

また、社会保険庁が保管する年金記録で確認できる限り、申立人及び申立人の夫共に納付期限内の保険料の納付が励行されていることから、申立人の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間①についてのみ夫婦共に保険料を納付しなかったことは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人の夫の保険料は納付済みとされているのに、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 1097

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

申立期間については、妻が夫婦二人分を2、3か月に1回、1か月につき1人150円ぐらいの保険料をA市の集金人に納付していた。妻は、加入手続についても納付についても、すべて集金人の言うとおりに行っていたので、未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間において未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年10月30日に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人夫婦は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、A市に申立人の検認記録は無く、申立期間当時の保険料納付方法の詳細は不明ではあるものの、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻のA市の検認記録によれば、申立人の妻は申立期間前後の保険料を過年度納付しており、申立人も同様に申立期間前後の期間を過年度納付したものと推認でき、前後の期間を過年度納付しながら申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、申立人の妻は申立期間の保険料月額を150円としているが、この額は当時の申立人の保険料月額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

申立期間については、私が夫婦二人分を2、3か月に1回、1か月につき1人150円ぐらいの保険料をA市の集金人に納付していた。私は、加入手続についても納付についても、すべて集金人の言うとおりに行っていたので、未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間において未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年10月30日に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人夫婦は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、A市が保管する申立人の検認記録をみると、申立期間前後の保険料が過年度納付済みとされていることから、申立期間についても過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は保険料月額150円ぐらいを夫婦二人一緒に納付したとしているが、申立期間における申立人の保険料月額は100円であり、共に保険料を納付したとする申立人の夫の保険料月額は150円であったことから、申立人の主張に著しく不合理な点はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年3月まで

昭和50年10月ごろ、夫がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金窓口で、さかのぼって7万円ぐらい保険料を納付すれば、20歳から納付済みとなると説明を受けた。しばらくすると納付書が届いたので、私がB区役所の国民年金窓口で一括納付したはずなので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの時期から、申立人の国民年金加入手続は、昭和50年12月ごろに行われたものと推認され、その時期は、第2回特例納付の実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際に受領したとする領収書を所持しており、当該領収書の保険料納付対象期間は昭和42年12月から50年3月までと記載されている。この期間のうち第2回特例納付で納付可能な期間（昭和42年12月から48年3月まで）の保険料を特例納付し、残余の期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額は7万6,650円であり、領収書記載の保険料額と一致する。

一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したとしているが、A市では国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）を区役所の窓口で受け取ることは無かったとしていること、及び上記領収書には領収印が押印されていないことなどの状況がみられる。

しかし、A市では、希望により、国庫金に係る納付書を作成して金融機関で納付するよう案内していたとしていること、当該領収書は、その様式及び記載

内容から、A市が作成して申立人に交付した納付書の一部であることが明らかであること、及び当該領収書は申立期間の保険料を納付したことの証明となるものとして申立人が長期間保管していたものであることなどの事情を踏まえれば、申立人の主張に著しく不合理な点は見受けられず、当該領収書記載の期間の保険料が納付されていたものと推認される。

さらに、上記領収書で納付されたと推認される期間のうち昭和48年4月から同年9月までの期間は、納付したと推認される50年12月の時点では、本来、時効により納付できない期間であるが、申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所では、2年度前の年度当初の4月にさかのぼって過年度保険料を収納する実務が行われ、申立人が所持する納付書（領収印の押印されていない領収書）において、実際に保険料の請求が行われていたことが確認でき、納付された保険料相当額が、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認されることなどの事情を踏まえれば、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

加えて、申立期間のうち昭和50年度の国民年金保険料については、上記領収書の対象とされていない。しかし、その直前の期間の保険料が過年度納付及び特例納付されたと推認できること、及び直後の51年度以降の保険料はすべて現年度納付されていることが確認できることなどから、申立人が、この間に挟まれる50年度の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間当時、夫婦で洋服屋を営んでおり、それ以前から国民年金保険料を納付していた夫に勧められ国民年金に加入した記憶がある。加入手続は夫が行い、保険料も夫が納付してくれていたはずなので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録により納付済みと確認できる最初の期間である昭和40年度、41年度の国民年金保険料を、昭和42年9月6日に過年度納付した際の領収書を所持している。そのうち41年度の保険料の領収書に関しては、領収書記載の保険料額(2,100円)が当時の保険料額(昭和41年度保険料額1,500円)を上回っており、その相違金額(600円)と申立期間に係る保険料額が合致する。

また、昭和40年度の国民年金保険料は、申立人が所持する別の領収書により納付されていること、及び42年度の保険料は現年度納付されていることが申立人の国民年金手帳により確認できることから、上記の41年度の領収書による超過保険料600円の納付対象となり得る期間は、申立期間以外には無い。

さらに、社会保険庁の記録では、上記の領収書により超過して納付された国民年金保険料が申立人に還付されている事実は確認できないほか、別の期間に充当された記録も無い。

以上のことから、昭和41年度の国民年金保険料の領収書により納付されたことが確認できる保険料額には、申立期間の保険料相当額が含まれていたものと推認される。



一方、申立人の所持する領収書の領収日の時点では、本来、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。しかし、申立期間の直後の昭和40年4月から同年6月の保険料も本来、時効により納付できない時期に過年度納付されているが、納付済みと記録されていること、及び上記のとおり、超過して納付された保険料が還付等されておらず、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認できることなどの事情を踏まえれば、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間について、私と夫の国民年金保険料の納付の事実は領収書によって証明されている。当該期間について、私の納付は認められていないが、生計を共にした夫については納付が認められている。申立期間について、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和43年7月19日に過年度納付したことを示す領収証書を所持している。

また、社会保険庁の還付整理簿では、申立期間のものとみられる国民年金保険料を昭和44年2月10日に、「国民年金資格取消」の事由により還付決定したことが記録されている。

しかし、申立人は被用者年金保険に加入したことは無いなど、申立期間の国民年金資格が取り消される事情は見当たらず、社会保険庁の記録においても、申立期間は強制加入期間として資格が記録されており、事実と異なる事由により、保険料の還付決定が行われたものと考えられる。

一方、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない時期に納付されているが、同時に申立期間の保険料を過年度納付した申立人の夫は納付済みと記録されている上、申立人の保険料の還付決定が適正を欠いている（保険料収納から半年以上経過した時期に還付決定していることから、時効を理由にしたものともみられない）こと、及び還付整理簿では、支払年月日や還付請求権の時効消滅の記載も無く、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認されることなどの事情を踏まえれば、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年2月まで  
② 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間①の当時は、A市B区の洋裁店に住み込み、お手伝いをしながら洋裁を習っていた。国民年金は、C町の実家で私の両親が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。結婚後、母親から大事なものだからと国民年金手帳を手渡され、家の金庫にしまっておいた。両親が私の分の保険料を納付してくれていたことを聞いた覚えもある。私の母親が、自分の分だけを納付し、子供の分を未納のままにして、国民年金手帳を大切に保管するようにと渡すはずがない。

また、申立期間②は婚姻期間中であり、元夫から家計のやりくりを任されていた。食費、光熱費、家賃の支払いや保険料の納付などは、すべて私が行っており、元夫は、納付になっているのに、私が未納とされているのは納得できない。申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の両親が共に死亡しているため、保険料の納付状況について確認することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳では、申立期間①の印紙検認記録欄に検認印の押印は無く、申立人の両親が、申立人の申立期間①の保険料を現年度納付したとは考え難いほか、過年度納付についても、申立人の両親が死亡していることなどから、その状況について確認することはできない。

さらに、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

## 2 申立期間②について

申立人の国民年金手帳及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）で確認できる限り、申立人は、婚姻した昭和40年度以降58年度までの国民年金保険料については、申立期間②を除きすべて現年度納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金手帳の印紙検認日の記録から申立人及びその元夫の保険料の納付日が比較可能な限り、婚姻した昭和40年度の納付日は二人で異なっているものの、翌年の昭和41年4月から47年6月までの納付日は申立期間②を除き二人が同一日であることが確認でき、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人及びその元夫の国民年金手帳共に、申立期間②の印紙検認記録欄に検認印の押印は無いが、社会保険庁の記録では、申立人の元夫は申立期間②の保険料は納付済みと記録されている。これは、昭和45年3月10日に申立期間②の保険料を過年度納付したものであることが申立人の元夫の領収書から確認でき、申立人及びその元夫が共に申立期間②の保険料をいったんは未納としたとしても、申立人の元夫のみが当該期間の保険料を過年度納付し、申立人は未納のままとしたとするのは不自然である。

## 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から51年3月まで  
② 昭和54年2月から57年11月まで

昭和50年2月に結婚と同時に、A市B区からC県D町に転居した。その時、夫は国民年金保険料を何年か納付していなかったため、私の分と夫の未納の何年分かを、私の退職金から納付した。記録では、夫の分は納付となっており、私の分だけ未納となっていることは納得できない。

また、昭和54年から57年までもE県F市で出産のため、会社を退職して夫の被扶養者になり、国民年金保険料は納付していたので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人の元夫は、申立人と婚姻した昭和49年度の国民年金保険料を現年度納付したことが確認できる。申立人の元夫は、その当時の保険料を自らが納付した記憶は無いとしていることから、申立人が納付したものと推認され、婚姻（昭和50年2月）後に、自らの国民年金加入手続と同時に、申立人の元夫が当時未納としていた保険料を納付したとする申立人の説明と符合する。

また、申立人の元夫は、上記の期間の国民年金保険料を含め、申立期間①の保険料はすべて納付済みとなっているが、これは、申立人の元夫の証言から、申立人の主張どおり、申立人が納付したものと認められ、申立人がその元夫の保険料のみ納付し、自らの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の元夫も、申立人がその元夫の国民年金保険料を納付した

にもかかわらず、申立人自身の保険料を納付しなかったとは考え難いと証言している。

加えて、申立人及びその元夫が、申立期間①の当時に居住していたC県D町では、その当時、納付書により役場の窓口で国民年金保険料を納付することが可能であったとしており、納付書により役場あるいは金融機関で申立期間①の保険料を納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の当時に、E県F市で国民年金に任意加入し保険料を納付していたとしているが、任意加入の手続については記憶が無く、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間②の当時に、申立人が国民年金の資格（任意加入）を取得した記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録及びF市の記録共に、申立人は、申立期間②の直後の昭和57年12月（申立人の元夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した月）に強制加入として国民年金の資格を取得したことが記録されている上、申立人が所持する国民年金手帳でも同様に記載され、申立期間②についての資格取得の記載は無く、同一市での手続であったにもかかわらず、申立期間②に係る資格取得の記録のみが欠落したとするのは不自然である。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立期間②の当時に、申立人に対し、F市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録は見当たらない。

以上のことから、申立人は申立期間②の当時は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間②は46か月と長期に及ぶが、申立人は、その間の国民年金保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が不明確である。

そのほか、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

20歳の時から国民年金に加入し、婚姻前は父親が、婚姻後は夫の父親（以下「義父」と言う。）が、保険料を納付してくれたと思う。昭和44年9月から45年3月までの保険料については領収書も持っている。その領収書に記載された期間が記載誤りであるとされ、42年9月から43年3月までの期間に係る納付として期間を訂正されているため、領収書に記載された期間については、納付が認められないという説明を受けたが納得できない。領収書に記載された期間を含め、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料を45年7月28日に納付したことを示す領収書を所持している。当該領収書記載の保険料額及び納付日から、これは第1回特例納付により納付したものとみられるが、社会保険庁の記録では、当該領収書記載の納付対象期間の保険料は未納と記録されている。

上記の点について、社会保険庁は申立人への説明の中で、当該領収書の納付対象期間の記載が誤っていたために、当該領収書により納付された国民年金保険料は、昭和42年9月から43年3月までの保険料として充当したものであるとしている。

しかし、当該領収書の領収日からみて、領収書記載の納付対象期間は過年度納付が可能な期間であったにもかかわらず、特例納付の保険料額で納付書を作成した行政に事務処理上の誤りが認められる上、被保険者台帳等の社会保険庁の記録では、当該領収書により納付された保険料をほかの期間に充当したこと

を示す記録は見当たらず、当該領収書により納付された保険料は、領収書に記載された納付対象期間どおり、昭和44年9月から45年3月までの保険料として受領されていたものと推認される。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年7月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、45年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は、申立人は未加入であったことから、その当時に申立人の父親及び義父が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推定される時点では、申立期間を含む昭和42年9月から45年3月までの保険料を過年度納付及び特例納付することが可能であり、このうち42年9月から43年3月までの保険料は納付済みと記録されているほか、上記のとおり、申立人は、44年9月から45年3月までの保険料が納付されていたことを示す領収書を所持している。

しかし、上記の納付済みと記録されている期間及び領収書記載の納付対象期間の国民年金保険料を納付したと推定される申立人の義父が死亡しているため、それ以外の期間について、過年度納付及び特例納付の状況を確認することはできないほか、上記領収書以外に申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで  
③ 昭和52年10月から同年12月まで  
④ 昭和57年4月から59年3月まで  
⑤ 昭和59年7月から60年3月まで  
⑥ 昭和60年4月から61年3月まで  
⑦ 昭和61年4月から同年9月まで  
⑧ 昭和61年12月

私は20歳の時に国民年金に加入し、保険料は20歳となった昭和46年3月から48年3月までは、当時勤務していたA社が私の毎月の給与から保険料を控除し納付していた。50年6月に結婚してからの納付方法等の詳細については記憶に無いが、主に妻が夫婦分の保険料を納付していた。54年8月から60年3月までは事情があって妻と別居しており、その間、妻は免除を受けていたようである。

しかし、私は法定免除が終了した昭和55年4月以降は、保険料をB市C区役所の窓口で納付していた。60年4月に妻と同居を再開した後については、妻が私の保険料を納付しており、60年4月から61年3月まで免除となっているが、免除されていた記憶も無い。これらのことから、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①当時勤務していたA社が申立人の毎月の給与から保険料を控除し納付していたと主張している。

しかし、A社（申立期間①当時、同社は厚生年金保険適用事業所ではなかった。）に確認したところ、申立期間①当時、従業員へ給与とは別に金銭を支給していた可能性はあるが、それが国民年金保険料であるかどうかは不明である上、国民年金保険料を従業員の給与から控除し、これを納付していたことは無かったとの回答を得ている。

また、申立人が申立期間①当時のA社での同僚であるとしたD氏の社会保険庁の記録によると、同氏は国民年金制度が始まった昭和36年以前から継続して同社で勤務しており、申立期間①当時も国民年金には加入していたものの、当該期間は未納となっている。

これらのことから、A社が申立人の申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

2 申立期間②及び③（以下、この項で「申立期間」という。）について、社会保険庁が保存する申立人及びその妻（以下、この項において「夫婦」という。）の国民年金被保険者台帳を見ると、夫婦が結婚（昭和50年6月）した時点の納付期間（申立期間当時、夫婦が居住していたB市では3か月ごとに保険料を納付していた。）が開始する昭和50年4月から、夫婦が法定免除を受ける直前の53年3月まで、夫婦は申立期間を除いて保険料を現年度で納付していることから、申立期間②及び③のそれぞれ3か月のみを未納にするのは不自然であり、申立人は当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

3 申立期間④及び⑤（以下、この項で「申立期間」という。）について、B市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間が含まれる昭和57年度から59年度までの各年度において、申立人が保険料を現年度納付しなかったため、同市が未納実態調査を行った記録がある。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人は、申立期間に挟まれている期間である昭和59年4月から同年6月までの保険料を、時効が完成する直前の61年7月に過年度納付していることが確認できる。これらのことから、申立人は申立期間について保険料を現年度納付せず、59年4月から同年6月のみを時効完成間際に過年度納付し、申立期間については時効により納付できなかったと考えるのが自然であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

4 申立期間⑥について、B市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が昭和60年5月8日に免除申請をした記録がある上、社会保険庁の記録にも同様の記録がある。

また、申立人の妻も申立人と同日に申立期間は免除とされていることから、申立人は、申立期間⑥について記録のとおり保険料を免除されていたと考えるのが自然であり、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

5 申立期間⑦及び⑧（以下、この項で「申立期間」という。）について、B市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間が含まれる昭和61年度において、申立人が保険料を現年度納付していなかったため、同市が未納実態調査を行った記録がある。

また、申立人はその妻が保険料を納付していたと主張しており、その妻の昭和61年度分保険料は納付済みであるものの、B市が作成した納付データ明細表（記号番号順）によれば、同年度において、申立人及びその妻の納付日が同一であるのは、申立人の昭和61年11月分とその妻の同年10月分（納付日は昭和61年12月11日）のみである。

さらに、申立人は、昭和62年1月以降、口座振替により保険料を納付しているが、その妻は、その後も納付書による納付を続けている。これらのことから考えると、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を共に納付していたとは考え難い。

6 このほか、申立期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧（以下、この項で「申立期間」という。）について、申立人及びその妻並びにA社が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人及びその妻並びに同社が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで  
③ 昭和52年10月から同年12月まで  
④ 昭和60年4月から61年3月まで

私は国民年金加入手続についての詳細な記憶は無いが、国民年金制度が始まってからすぐに加入した。加入してからの2、3か月は、実家であるA市で両親が月額100円の保険料を集金人に納付していたと両親から聞いている。

また、昭和50年6月に結婚してからは、主に私が夫婦の保険料を集金人かB市C区役所内の銀行で納付していた。その後、54年8月から60年3月までは事情があって夫と別居しており、その期間についてはA市で保険料は免除されていた。

しかし、昭和60年4月にB市に戻って夫と同居を再開してからは、私が夫の分と共に保険料を納付しており、60年4月から61年3月まで免除されていた記憶も無い。

これらのことから、申立期間の国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の保険料納付について関与しておらず、納付を行ったとする申立人の両親も既に亡くなっており、申立期間①当時の納付状況について確認できず、申立期間①当時の納付状況は全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は3回払い出されているが、申立期間①時点における払出しは、申立人の元夫と連番で昭和35年11月16日に

A市で払い出され、共に資格取得日を36年4月1日として強制加入している番号である。A市で保存されている申立人とその元夫の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも納付記録は無く、申立人とその元夫が36年5月にD市へ転出していたにもかかわらず、国民年金の手続を行わなかったため、44年12月にD市へ職権で転出処理されていたことが記録されている。

さらに、D市へ照会したところ、申立人とその元夫の国民年金被保険者名簿は既に廃棄され、データとしての納付記録も無く、昭和47年4月に申立人及びその元夫共に所在不明による不在処理(住所地へ集金人が行っても常に不在であり、納付書等を送付しても返戻されるため、これらの措置を停止すること。)がされているとの回答であった。

加えて、申立人の元夫も、申立期間①は未納となっている。これらのことから考えて、申立人の両親が申立人の申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③(以下、この項で「申立期間」という。)について、社会保険庁が保存する申立人及びその夫(以下、この項で「夫婦」という。)の国民年金被保険者台帳を見ると、夫婦が結婚(昭和50年6月)した時点の納付期間(申立期間当時、夫婦が居住していたB市では3か月ごとに保険料を納付していた。)が開始する昭和50年4月から、夫婦が法定免除を受ける直前の53年3月まで、夫婦は申立期間を除いて保険料を現年度で納付していることから、申立期間②及び③のそれぞれ3か月のみを未納にするのは不自然であり、申立人は当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 3 申立期間④について、B市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和60年5月8日に免除申請をした記録がある上、社会保険庁の記録にも同様の記録がある。また、申立人の夫も、申立人と同日に申立期間は免除されていることから、申立人は申立期間④について記録のとおり保険料を免除されていたと考えるのが自然であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。
- 4 このほか、申立期間①及び④(以下、この項で「申立期間」という。)について、申立人及びその両親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人及びその両親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人に、現在確認されている国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私と元夫は、昭和50年当時、共に国民年金へ加入していなかったが、過去に未納となっている保険料をまとめて納付することができるということで、50年11月ごろにA市役所で共に国民年金加入手続を行い、未納となっていた私と元夫の保険料約20万円を私が納付した。この時に、私の未納となっていた保険料はすべて納付しているため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保存する申立人及びその元夫の国民年金被保険者台帳によれば、申立人及びその元夫は、第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで実施、特例納付可能期間は48年3月分まで）中である昭和50年12月29日に保険料を特例納付しており、その期間は、申立人が20歳に到達した40年7月から48年3月分まで、申立人の元夫も20歳に到達した40年5月から48年3月分まで（昭和40年5月から同年9月までの分については、厚生年金保険被保険者であったことが判明したため、平成17年6月に還付されている。）となっている。

また、申立人及びその元夫は、申立期間直後の期間である昭和49年度分についても昭和51年6月23日に過年度納付している。

これらのことから、申立期間のうち、昭和50年12月29日を基準とすると、48年4月から同年9月までは前述したとおり特例納付は不可能であり、かつ、時効も完成しているため過年度納付も不可能であることから、納付したとは考え難いが、同年10月から49年3月までは時効が完成していないことから過年

度納付することが可能であり、その意思もあったものと推認される。このため、48年10月以後、半年間について、申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立人及びその元夫の未納となっていた保険料を納付した際に約20万円を納付したと述べているところ、申立人及びその元夫の特例納付と48年10月から49年3月までの過年度納付を併せて行つたとすると、その保険料合計額は17万7,900円となり、申立人の申立金額とも、おおむね一致する上、申立人には国民年金加入期間において、申立期間を除き未納は無いことから、納付意欲も高かつたと思料される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は昭和43年5月から自営業を始めたが、そのころに国民年金の加入手続を行い、55年に法人を設立して厚生年金保険被保険者となるまで引き続き加入していた。

保険料の納付については、私か、申立期間当時に共同で事業を行っていた義理の兄かどちらかで時間が空いた方が、何か月かに一度、月額400円か500円程度の保険料をA市役所か旧B会館近くにあった建物で納付していた記憶がある。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和43年5月であり、資格取得日を41年9月2日として強制加入している。

また、申立人は資格取得日にさかのぼって保険料を過年度納付し、申立期間を挟む昭和44年度と46年度も納付しており、国民年金加入期間において申立期間を除き未納は無いことから、申立人のこの当時の保険料納付意欲は高かったと推認され、申立人は申立期間について納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が共に保険料納付を行っていたとする申立人の義兄（申立人の姉の夫）は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況について聴取できないものの、申立人の姉夫婦（申立人の義兄の国民年金手帳発行日は昭和43年6月24日であり、姉夫婦の資格取得日は同月1日であることから、申立人とおおむね同時期に国民年金加入手続を行ったものと考えられる。）は納付済みであるのに対して、申立人のみが未納となっていることから、申立人の納付記録は不自然であると考えられる。



加えて、申立期間当時、A市では町内ごとの収納であったが、同市へ照会したところ、納付組織を介した納付ができない場合については、市役所の国民年金課窓口で印紙を購入し、個人での納付が可能であり、申立人及びその姉夫婦は、いずれも町内会には加入していなかったと説明していることから、A市役所で納付したとする申立人の主張にも不自然な点は無い。

なお、旧B会館近くの建物については、その位置等から移転前のC社会保険事務所と考えられ、申立人が前述した過年度納付を行った場所と考えられる。

その上、申立人は、当時の保険料月額を400円か500円程度であったとしているが、申立期間の保険料月額は、昭和45年4月から同年6月までは250円、同年7月から46年3月までは450円であり、申立人の記憶とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年3月まで

私は、昭和46年9月にA市役所B出張所において国民年金の加入手続きをし、その時、資格取得時までさかのぼって保険料を納付できることを聞いた。現在所持している国民年金手帳の46年4月から同年9月までの同年10月30日付けの検認印は、B出張所で納付した際のものである。

加入手続きした後、半年か遅くとも1年の間に、A市役所B出張所に行き、1万円を少し超えるぐらいの国民年金保険料をさかのぼって納付し、「領収書は無いのですか。」と聞いたところ、「こちらで記録しておくから大丈夫です。」と言われた。このため、申立期間について納付したことが分かるものは無いが、未納となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除いて未納は無く、申立人の保険料納付意識は高かったものとみられる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年9月22日（手帳発行日は同月13日）に、資格取得日を44年2月4日とする強制加入として払い出されており、払出日を基準にすると、その後9か月以内であれば、申立人は当時実施されていた第1回特例納付と過年度納付（以下「特例納付等」という。）により申立期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、A市は当時、資格取得手続き時にさかのぼって納付が可能な未納期間があれば納付を勧奨していたとしており、申立人の主張する加入時の状況と一致する上、申立人が特例納付等をした動機や納付時のA市役所B出張所における状況の記憶も具体的である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料として1万円を少し超えるぐらいの額を納付したと主張しているが、これは申立期間の保険料を特例納付等により納付した場合の保険料額とほぼ一致する上、申立人の特例納付等を行った原資についての説明も、当時の給与等から貯蓄していたとしており、申立人の当時の生活状況の説明とも矛盾する点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年9月まで  
申立期間については、昭和48年12月27日付けのA市長名で発行された「昭和48年度 国民年金保険料納入証明書」があるので、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年12月に払い出され、資格取得日を43年9月14日として強制加入していることから、国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は過年度納付及び現年度納付により保険料納付が可能である。

また、申立人が所持する「昭和48年度 国民年金保険料納入証明書」(以下「証明書」という。)についてA市に照会したところ、48年当時にこのような証明書を被保険者に発行していた事実は確認できないものの、証明書に印刷されている市長の氏名が当時の市長と一致していることや、証明書が電算打ち出しで作成されていること等からA市が発行したものと考えられると回答している。

さらに、この証明書には所得税の確定申告や市県民税の申告用に必要である旨が印刷されており、証明されている保険料額(6,600円)も、所得税確定申告を行う暦年単位である昭和48年1月から同年12月までの1年分の保険料額とも一致する。このことから、申立人が申立期間を含む48年1月から同年12月までの保険料を納付したことを示すものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年7月5日から32年7月23日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船における資格取得日に係る記録を31年7月5日に、資格喪失日に係る記録を32年7月23日に訂正し、31年7月から32年6月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月中ごろから31年7月中ごろまで  
② 昭和31年7月中ごろから32年8月中ごろまで

申立期間①について、昭和31年3月中ごろから31年7月中ごろまでの間、B船（船主・C氏）という船に乗っており鮪を捕っていた。上司とか同僚はもう連絡も取っていないので分からない。

また、写真なども残っていない。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書も無い。

申立期間②について、昭和31年7月中ごろから32年8月中ごろまでの間、A船（船主・D氏）という船に乗っており鮪を捕っていた。同僚の名前はE氏であり、年金番号はFである。E氏とは連絡を取り合っている。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書は無い。

申立期間について、船員保険に加入していたものと認識しているので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和31年7月5日から32年7月23日までについては、A船の漁労長E氏の証明書、船長のG氏、通信士及び同僚の証言等から、申立人が同船に乗船していたことが推認できる。

また、申立人は、A船に乗船していたのは16人から17人であったとの記憶であり、同船の当時の被保険者名簿への登載人数は15人から19人であり、ほぼ一致していること、同船は日本を離れ約1年に及ぶ長期の遠洋漁業船団に参

加し、特別の事情が無い限り現地への上陸も、期間途中での日本への帰国もできなかった勤務の特殊性、及び確認できる範囲で他の乗組員にはすべて昭和31年7月5日から32年7月23日まで船員保険被保険者記録が認められることから、申立人だけ保険料を控除すること無く乗船させ続けたと考えることは不自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①について、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、B船に係る社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者4人）に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用について、当該船舶は昭和36年5月31日に全喪しており、当該船舶の船主によれば、資料は現存せず確認できない上、申立人に関する記憶も無いとしている。

加えて、申立人がB船で一緒に働いたとする同僚によれば、申立人に関する記憶は無いとの回答であり、被保険者記録が確認できる他の同僚は、連絡先不明で周辺事情を調査することができない。

また、同僚の中には、被保険者記録が確認できないものも認められることから、当時、B船では乗組員のすべてを船員保険に加入させていたわけではないことが推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和31年7月5日から32年7月23日までに係る標準報酬月額については、職務内容が同一であった同僚の記録から、昭和31年7月から32年6月までを7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A船は既に全喪しており、保険料を納付したか否かについては不明であるが、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和31年7月から32年6月までの申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年9月から17年8月までは22万円、同年9月から18年3月までは24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成16年9月から18年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から18年4月1日まで  
申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い報酬に訂正されていることが分かった。給与明細書があるので、実際の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(平成16年9月から17年8月までは22万円、同年9月から18年3月までは24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しており不明であるが、平成18年2月28日(適用は同年3月9日)付けで、事業主から算定基礎訂正届及び理由書が社会保険事務所に提出され、16年9月から17年8月までは18万円、同年9月から18年3月までは17万円に遡及して標準報酬月額の引き下げが行われており、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないことから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準賞与額の記録は、申立期間①（18万6,000円）、同②（14万円）、同③（21万3,000円）、同④（17万4,000円）、同⑤（15万9,000円）及び同⑥（15万8,000円）とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における標準賞与額に係る記録を上記の申立期間①から⑥の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 8 日  
③ 平成 16 年 8 月 10 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 8 月 10 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

事業主からは、遡<sup>そきゆう</sup>及分の賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。過去の賞与支払時に保険料の控除が確認できる賃金台帳の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても年金受給額の対象にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額については、事業主から提



出された訂正届により、平成 20 年 9 月 1 日付けで、申立期間①（18 万 6,000 円）、同②（14 万円）、同③（21 万 3,000 円）、同④（17 万 4,000 円）、同⑤（15 万 9,000 円）及び同⑥（15 万 8,000 円）の標準賞与額が記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①から⑥までについて、年金記録の確認を求めているものであるが、A 社から提出を受けた賃金台帳によれば、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、申立期間①（18 万 6,000 円）、同②（14 万円）、同③（21 万 3,000 円）、同④（17 万 4,000 円）、同⑤（15 万 9,000 円）及び同⑥（15 万 8,000 円）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしており、標準賞与額に関する届出を行っていないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準賞与額の記録は、申立期間①（16万2,000円）、同②（14万6,000円）、同③（15万9,000円）、同④（13万2,000円）、同⑤（14万5,000円）及び同⑥（16万8,000円）とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における標準賞与額に係る記録を上記の申立期間①から⑥の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月8日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月8日

事業主からは、遡<sup>そきゆう</sup>及分の賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。過去の賞与支払時に保険料の控除が確認できる賃金台帳の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても年金受給額の対象にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額については、事業主から提

出された訂正届により、平成 20 年 9 月 1 日付けで、申立期間①（16 万 2,000 円）、同②（14 万 6,000 円）、同③（15 万 9,000 円）、同④（13 万 2,000 円）、同⑤（14 万 5,000 円）及び同⑥（16 万 8,000 円）の標準賞与額が記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①から⑥までについて、年金記録の確認を求めているものであるが、A 社から提出を受けた賃金台帳によれば、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、申立期間①（16 万 2,000 円）、同②（14 万 6,000 円）、同③（15 万 9,000 円）、同④（13 万 2,000 円）、同⑤（14 万 5,000 円）及び同⑥（16 万 8,000 円）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしており、標準賞与額に関する届出を行っていないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準賞与額の記録は、申立期間①（10万4,000円）、同②（12万2,000円）、同③（12万2,000円）、同④（9万9,000円）、同⑤（10万4,000円）及び同⑥（12万7,000円）とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における標準賞与額に係る記録を上記の申立期間①から⑥の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日  
② 平成 15 年 12 月 8 日  
③ 平成 16 年 8 月 10 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 8 月 10 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

事業主からは、遡<sup>そきゆう</sup>及分の賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。過去の賞与支払時に保険料の控除が確認できる賃金台帳の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても年金受給額の対象にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額については、事業主から提

出された訂正届により、平成 20 年 9 月 1 日付けで、申立期間①（10 万 4,000 円）、同②（12 万 2,000 円）、同③（12 万 2,000 円）、同④（9 万 9,000 円）、同⑤（10 万 4,000 円）及び同⑥（12 万 7,000 円）の標準賞与額が記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①から⑥までについて、年金記録の確認を求めているものであるが、A 社から提出を受けた賃金台帳によれば、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、申立期間①（10 万 4,000 円）、同②（12 万 2,000 円）、同③（12 万 2,000 円）、同④（9 万 9,000 円）、同⑤（10 万 4,000 円）及び同⑥（12 万 7,000 円）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしており、標準賞与額に関する届出を行っていないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準賞与額の記録は、申立期間①（1万6,000円）、同②（18万3,000円）、同③（19万1,000円）、同④（17万8,000円）及び同⑤（16万1,000円）とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における標準賞与額に係る記録を上記の申立期間①から⑤の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月8日  
② 平成16年8月10日  
③ 平成16年12月7日  
④ 平成17年8月10日  
⑤ 平成17年12月8日

事業主からは、<sup>そきゆう</sup>遡及分の賞与支払届が提出されていることを確認しているが、2年を超えてさかのぼる分については、年金受給額に反映しない旨の説明を受けた。過去の賞与支払時に保険料の控除が確認できる賃金台帳の写しもあるので、2年を超えてさかのぼる分についても年金受給額の対象にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額については、事業主から提出された訂正届により、平成20年9月1日付けで、申立期間①（1万6,000

円)、同② (18万3,000円)、同③ (19万1,000円)、同④ (17万8,000円) 及び同⑤ (16万1,000円) の標準賞与額が記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①から⑤までについて、年金記録の確認を求めているものであるが、A社から提出を受けた賃金台帳によれば、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、申立期間① (1万6,000円)、同② (18万3,000円)、同③ (19万1,000円)、同④ (17万8,000円) 及び同⑤ (16万1,000円) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしており、標準賞与額に関する届出を行っていないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月及び12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は48年11月を9万8,000円、同年12月を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月26日から49年2月8日まで  
② 昭和48年10月

私は、昭和48年9月から51年8月まで継続してA社に勤務していたが、申立期間①については厚生年金保険が空白となっている。途中退職も休職もしていないので、空白期間があるのは納得できない。

なお、社会保険庁の記録では、昭和49年2月から同年6月まではB社に勤務したとされているが、A社からB社に配属替されたり、転勤になった記憶は無く、自分としてはA社に継続して勤務していたものと思っていた。

また、申立期間②は、給与明細書に書かれた保険料控除額からみて、社会保険庁に記録されている標準報酬の額が少ないので保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由



申立期間①のうち、昭和48年11月及び12月については、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、A社に48年9月から12月まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和48年11月を9万8,000円、同年12月を8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様に昭和49年2月8日にA社からB社に異動したとされる同僚のうち、二人のA社における資格喪失日が申立人と同日の48年11月26日と記録されていることから、事業主が資格喪失日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る48年11月及び12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和49年1月については、申立人が所持している給与明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人の昭和48年10月の標準報酬月額は7万2,000円とされているが、申立人が所持している給与明細書により、11万8,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる昭和48年10月の報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年10月までの期間、43年1月から45年12月までの期間、48年7月から同年9月までの期間、49年1月から同年6月までの期間及び49年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年10月まで  
② 昭和43年1月から45年12月まで  
③ 昭和48年7月から同年9月まで  
④ 昭和49年1月から55年3月まで

私は昭和42年4月から国民年金に加入し、継続して国民年金保険料を納付してきており、納付した期間が飛び飛びになっているのはおかしい。申立期間の保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、納付していた記憶があるので申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立内容の詳細について、申立人に対し再三にわたり文書等により確認しようとしたものの、申立人から回答が得られなかったことから、申立期間の保険料の納付があったことをうかがい知ることが困難な上、申立人は、平成18年1月の年金記録の追加及び19年10月の年金記録の訂正により確認された昭和42年4月の厚生年金保険加入期間及び43年4月から同年12月までの厚生年金保険加入期間並びに49年7月から同年9月までの保険料納付済期間を含めて申立てを行っているなど申立内容自体に不自然さも認められる。

また、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は昭和46年2月から同年3月までの間に国民年金被保険者資格取得手続を行ったものと推定され、この時さかのぼって42年4月に国民年金被保険者資格を取得した（ただ

し、昭和 42 年 4 月が厚生年金保険加入期間であったことが判明したため、平成 19 年 10 月に昭和 42 年 5 月の資格取得に変更) とする処理が行われたものとみられるが、この時点では申立期間①のすべて及び申立期間②のうち 43 年 12 月までの国民年金保険料については、既に時効のため納付することができなかった。

さらに、この時点で時効に到達していなかった申立期間②のうち昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料について現年度納付したのか、過年度納付したのかについても記憶が無いとしている。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、既に納付済みと記録されている昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの期間を除き、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間、44年7月から46年3月までの期間、46年7月から47年3月までの期間、48年4月から51年3月までの期間及び54年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和44年7月から46年3月まで  
③ 昭和46年7月から47年3月まで  
④ 昭和48年4月から51年3月まで  
⑤ 昭和54年1月から55年3月まで

私は昭和36年から48年ごろまでA県B市で母親と弟の3人で同居しており、母親が3人分の国民年金保険料を市役所で納めていた。48年(39歳)に結婚し、その後は妻と一緒に保険料を納付していた。

C市D区に住んでいたころ、口座振替で保険料を納めていたが、区役所の職員から「保険料を納付しても受給権が得られないため、年金が受給できない。無駄である。」と言われた。その際、40万円を納めれば受給権が得られると言われたが、納付ができなかった。

申立期間は保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、加入手続及び保険料納付について確認することはできない。

また、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人がC市E区に居住していた昭和44年7月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったとみられる。この時点

を基準とすると、申立期間①当時、申立人は国民年金未加入となり、このことは申立人が申立期間①において居住していたB市に申立人の被保険者名簿が無いこととも符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立人の母親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟は、申立期間①、②及び③における国民年金加入期間の大半は未納とされており、申立人の主張と異なる。

- 2 申立期間④及び⑤について、申立人は当時夫婦一緒に保険料を納めていたとしているが、申立期間④の大半及び申立期間⑤は申立人の妻も未納とされているほか、申立人は納付済みとされている昭和53年7月から同年9月までについては申立人の妻は未納とされているなど、申立人の主張と矛盾する。

また、申立人及びその妻は、申立期間④及び⑤における保険料の納付時期、保険料額等の納付状況の記憶が明確ではない。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人の母親又は申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から45年3月まで

昭和40年ごろから住んでいたアパートに、役場の女性が国民年金の加入を勧めに来た。父に「これから先のことを考え、支払っておくべき。」と言われていたので、加入手続をし、保険料は集金人に現金で支払っていたが、しばらくして集金人が若い男性に代わった。

領収書等は受け取っていないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に夫婦連番で払い出されており、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料については、当時実施されていた第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで）及び過年度納付により納付するしか方法は無かったことになる。

しかしながら、申立人の主張は、申立期間の保険料については現年度保険料のみ扱う集金人に納付していたとするものであることから、申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間において、申立人の保険料と併せて申立人の夫の保険料も納付していたとしているが、その夫も申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立期間直後の昭和45年度及び46年度の保険料納付状況も夫婦でそれぞれ異なっている上、申立人の当該年度は過年度納付によるものであり、集金人に納付していた状況はうかがわれないなど、申立内容は不自然である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は

見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年ごろ、自宅を訪れたA市役所（区役所）の集金人に勧誘され、近所の人のお勧めもあって自宅で夫婦二人分の加入手続をした。国民年金保険料は夫婦分を一緒に私が集金人に納付していたが、当初は国民年金手帳がもらえず領収書を受け取っていたと記憶している。領収書は残っていないが記憶は確かであるので納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が現存していない上、申立人の加入手続及び納付に係る記憶は必ずしも明確ではないため、詳細が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和38年10月10日であり、これを基準にすると、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、申立期間のうち、納付可能な期間は過年度保険料となるが、当時、A市では、集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、申立人が集金人に納付したとする主張とは相違する。

さらに、A市において国民年金保険料に係る戸別検認方式による収納が開始されたのは昭和37年11月であることから、36年ごろ申立人が自宅で集金人に加入手続し、申立期間当初から自宅で集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張は合理的ではない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年ごろ、自宅を訪れたA市役所（区役所）の集金人に勧誘され、近所の人のお勧めもあって妻が自宅で夫婦二人分の加入手続をした。国民年金保険料は夫婦分を一緒に妻が集金人に納付していたが、当初は国民年金手帳がもらえず領収書を受け取っていたと記憶している。領収書は残っていないが記憶は確かであるので納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が現存していない上、申立人は加入手続及び納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻の記憶も必ずしも明確でないため詳細が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和38年10月10日であり、これを基準にすると、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、申立期間のうち、納付可能な期間は過年度保険料となるが、当時、A市では、集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、申立人の妻が集金人に納付したとする主張とは相違する。

さらに、A市において国民年金保険料に係る戸別検認方式による収納が開始されたのは昭和37年11月であることから、36年ごろ申立人の妻が自宅で集金人に加入手続し、申立期間当初から自宅で集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張は合理的ではない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間、42年1月から44年10月までの期間及び46年9月から48年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで  
② 昭和42年1月から44年10月まで  
③ 昭和46年9月から48年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が納付したのと同じ日にA市B区役所で自分の分も納付した。保険料は兄に借りるなどしていろいろと工面し、約8万円納付した記憶がある。その時、B区役所には私と同じように保険料の納付に来ていた人がたくさんいた。納付を証明するものは無いが、未納とされていることは納得できないので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と同じ日に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、納付場所は、申立人の夫については不明であるが、申立人自身は区役所で納付したとしている。このうち、申立人の夫については、申立期間①、②及び③のうち昭和46年9月から48年3月までの保険料を第2回特例納付で納付するとともに、申立期間③のうち48年4月から同年10月までの保険料を過年度納付（納付時期不明）したことが、社会保険庁が保管する申立人の夫の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる。

しかし、被保険者台帳では、申立人の夫は、第2回特例納付の最終日である昭和50年12月31日に特例納付したことが記載されており、同日は金融機関で国民年金保険料を納付することは可能であったが、区役所は閉庁日であり、申立人の夫の納付日と同じ日に区役所で保険料を納付したとする申立人の説明は不自然である。

また、B区役所では、区役所の窓口及び区役所庁舎内の金融機関では国庫金

(特例納付保険料等)を収納することは無かったとしており、申立人の説明と相違する。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私は、申立期間当時にA区で下宿をしており、父から手紙で、「20歳になったら国民年金保険料を納付しなさい。」と言われたので、20歳の誕生日又は翌月に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料を納付した際に国民年金手帳に押印してもらい、切手のようなものをもらった記憶があるので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、A区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月にB区で払い出されており、申立期間当時にA区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人は、48年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、2、3回国民年金保険料を納付した記憶があるとするのみであり、いつ、何か月分の保険料を納付したのか明確な記憶が無い上、保険料額についての記憶も無いなど、保険料の納付に関する記憶が不明確である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年3月まで

私が昭和40年8月に公務員を退職して、20歳になる時に、A県B郡C村の実家に帰った際、国民年金に加入しないといけなかったと言われた。私は、その当時の保険料相当額の1か月当たり200円を渡して、父親に国民年金の加入手続と保険料の納付を頼んでいたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月16日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は44年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、申立人は未加入であったことから、その父親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和42年4月から44年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その当時の保険料の納付に関与しておらず、過年度納付の状況について確認することはできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年1月まで

私は、A市B区C町のアパートに住んでいた昭和41年ごろに同じアパートに住んでいた隣人に勧められて国民年金に任意加入した。その後、D市に転居した時、国民年金の継続手続を行った記憶がある。保険料については、B区役所に3か月に一度納付に行っていた。たまたま納付し忘れた時は、3か月分と前の分を納付した。金額については覚えてはいないが、国民年金手帳に郵便の消印のような印を押してもらった記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長女が幼稚園に入園する前後に国民年金の加入手続を行ったとしているのみであるほか、A市B区に居住していた当時に保険料を納付した期間についても、2年から3年以上とするのみで、明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に社会保険事務所からA市B区に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号がA市B区で払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人は、社会保険庁の記録により任意加入の資格を取得したと記録されている46年2月に初めて任意加入の手続を行ったものと推認され、申立期間当時は、未加入であったことから、その時点では、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険被保険者であり、申立人は、任意加入として資格取得することになるが、任意加入の対象となる期間については、制度上、加入手続時期から、さかのぼって任意加入することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、その長女が小学2年生であった昭和46年1月にA市B区からD市に転居したとしている。

しかし、申立人の長女（昭和38年8月出生）が小学2年生であったのは昭和46年4月から47年3月までであるほか、申立人の住民票でも、同年1月10日にA市B区からD市に転入したことが記録されており、申立人の記憶と相違している。その上、D市が保管する申立人の被保険者名簿では、46年12月まで「前住地納付」と押印されていることから、同年12月まではA市B区で保険料を納付したことが確認でき、同年1月にD市に転居した際に国民年金の継続手続（住所変更手続とみられる。）を行ったとする申立人の主張と異なる。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私と夫は申立期間当時、国民年金第1号被保険者だったが、夫が平成8年7月1日に厚生年金保険被保険者となったため、それに伴い私も国民年金第3号被保険者となった。平成8年度の保険料については夫婦共に前納しており、この年度について夫は引き続き厚生年金保険被保険者だったため、私と夫のこの年度の保険料は還付してもらうこととなる。

しかし、私には申立期間の保険料について還付請求を行った記憶は無く、また、その還付金についてA郵便局を受領金融機関として還付を受けた記憶も無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦は平成8年4月19日に同年4月から9年3月までの国民年金保険料を前納していることが確認でき、申立人の夫が8年7月1日を加入資格取得日として厚生年金保険被保険者となったため、これに伴い、申立人も同日に国民年金第1号被保険者から第3号被保険者へ種別変更されていることも確認できる。

また、B市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、平成9年4月2日に申立期間の還付請求書を受け付けた記録があり、還付請求の手続を行った記憶が無いとする申立人の主張は不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成9年6月19日に、申立人へ申立期間の保険料として還付されるべき金額と同額である10万8,750円が還付されており、加えて、この還付が行われた当時、申立人に未納は無く、この還付金を充当される期間は無かったことも確認できる。

その上、社会保険庁が保存する申立人へ送付された国庫金送金（支払）通知



書の控え（以下「通知書」という。）を見ると、払渡店名はA郵便局と記載されており、この通知書に記載されている申立人の氏名及び住所も申立人の戸籍及びその附票と同一であることから、この通知書が申立人へ送付されなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人夫婦に申立期間の保険料が還付される処理が行われたことについて、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人へ申立期間の保険料が還付されていなかったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私と妻は申立期間当時、国民年金第1号被保険者だったが、私が平成8年7月1日に厚生年金保険被保険者となったため、それに伴い妻も国民年金第3号被保険者となった。平成8年度の保険料については夫婦共に前納しており、この年度について私は引き続き厚生年金保険被保険者だったため、私と妻のこの年度の保険料は還付してもらうこととなる。

しかし、私には申立期間の保険料について還付請求手続を行った記憶は無く、また、その還付金についてA郵便局を受領金融機関として還付を受けた記憶も無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦は平成8年4月19日に同年4月から9年3月までの国民年金保険料を前納していることが確認でき、申立人が8年7月1日を加入資格取得日として厚生年金保険被保険者となったため、これに伴い、申立人の妻も同日に国民年金第1号被保険者から第3号被保険者へ種別変更されていることも確認できる。

また、B市が保存する申立人の妻の国民年金被保険者名簿を見ると、平成9年4月2日に申立人の妻の申立期間の還付請求書を受け付けた記録があり、同じ期間の還付請求については夫婦同時に行うことが一般的であると考えられることから、還付請求の手続を行った記憶が無いとする申立人の主張は不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成9年6月19日に、申立人へ申立期間の保険料として還付されるべき金額と同額である10万8,750円が還付されており、加えて、この還付が行われた当時、申立人に未納は無く、

この還付金を充当される期間は無かったことも確認できる。

その上、社会保険庁が保存する申立人へ送付された国庫金送金（支払）通知書の控え（以下「通知書」という。）を見ると、払渡店名はA郵便局と記載されており、この通知書に記載されている申立人の氏名及び住所も申立人の戸籍及びその附票と同一であることから、この通知書が申立人へ送付されなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人夫婦に申立期間の保険料が還付される処理が行われたことについて、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人へ申立期間の保険料が還付されていなかったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

私は昭和39年10月までA市B町に住んでいた。時期は記憶に無いが、自分でA市役所B出張所へ行き、国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、私が定期的にA市役所B出張所の窓口へ行き納付した。申立期間当時、私は国民年金手帳を所持しておらず、納付の際、台紙に紙を貼る方法や、日付印を押してもらう方法で納付の確認を受けていた。このため、保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続をA市役所B出張所で行い、保険料納付もB出張所で行ったと主張していることから、A市へ申立期間におけるB出張所の状況について照会したところ、申立期間当時、A市B町にB出張所は開設されていたものの、通常、国民年金業務は行っておらず、指定日に保険料を徴収することは行われていたものの、加入手続までは行っていなかったという回答であり、申立人の主張と相違する。

また、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を所持せず、納付する都度、台紙に紙を貼付する<sup>ちようふ</sup>方法や日付印を押す方法で納付の確認を受けていたと主張していることから、A市へ申立期間当時の納付方法について照会したところ、申立人が主張するような台紙による納付方法等は無く、国民年金手帳による印紙検認のみであったとの回答であることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は二回払い出されており、申立期間に係るものは昭和36年6月にA市で払い出されたものである（52年11月に

C市で払い出されたものについては、それ以降納付記録が存在する。)

しかし、申立期間当時、申立人が居住していたA市が保存する国民年金被保険者名簿を見ると保険料納付記録は無く、昭和39年度に申立人の不在調査(国民年金推進員が被保険者の住所地へ来訪しても不在であるため、この原因を調査すること。)を行い、44年4月に申立人が39年9月30日にD郡E町へ転出していることを把握した記録があることから、申立人が申立期間について保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い上、申立人に現在確認されている国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から57年9月まで

私は、昭和51年5月に厚生年金保険の資格を喪失した後はA市に居住し、同居していた両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。その後、52年10月に婚姻し同年11月にB市へ転居した後は、自分で自宅近くのB市支所に出向いて国民年金に関する手続をし、その後の保険料はきちんと納付していた。今は無いものの、その時の保険料領収書も保存していた記憶もあるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうちA市に居住していたとする昭和51年5月から52年10月までの期間について、国民年金の加入手続や保険料納付について関与しておらず、申立人の両親が保険料を納付してくれていたと思うと述べているのみであり、これらを行ったとする申立人の両親も既に亡くなっていることから、申立期間当時のこれらの状況を確認することができない。

また、申立期間のうちB市に居住していた昭和52年11月から57年9月までの期間については、申立人が保険料を納付していたと主張しているが、その納付方法についての記憶が極めて曖昧であり、保存していたとする領収書の様式についてもその記憶はほとんど無い。このため、前述した申立人がA市に居住していたとする時期と併せて、申立期間を通しての保険料の納付状況等が全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年12月27日に払い出されており、資格取得日を同年10月26日として強制加入している。

加えて、申立人が保険料を納付したと主張するA市やB市において申立人の

国民年金被保険者名簿は作成されておらず、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人は申立期間については国民年金に加入していないこととなり、申立人やその両親が、申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

このほか、申立人やその両親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの期間、50年4月から51年3月までの期間、59年7月から同年12月までの期間、60年4月から同年6月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年12月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで  
③ 昭和59年7月から同年12月まで  
④ 昭和60年4月から同年6月まで  
⑤ 昭和60年11月から61年3月まで

国民年金に加入した時期の記憶は無いが、自営していた父親の勧めで加入したことを記憶している。

また、加入手続について、父親が自営業の社会保険関係をお願いしていた社会保険労務士にしてもらったことも記憶している。保険料納付については母親が行っていたが、母親の記憶によれば、毎月、自宅兼事務所にA市B区役所から来たと思われる集金の女性に、家族3名分の国民年金保険料を国民健康保険料と共に金額の記憶は無いものの納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたとのことである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、母親が私の保険料も共に納付していたので、母親の納付記録が納付済みとなっている申立期間について、私が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続や保険料納付に関与しておらず、加入を勧めた申立人の父親や加入手続を行ったとする社会保険労務士も既に亡くなっており、保険料納付を行ったとする申立人の母親に申立期間の納付状況について照会



したものの、記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、申立期間すべてにおける納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が、申立人の父親と申立人の保険料を母親自身の保険料と併せて納付していたと主張している。

しかし、昭和41年2月に共に国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の父親（50年6月に資格喪失）と申立人の母親の納付記録も異なる上、申立人が納付済みとなっている期間にその母親が未納となっている期間（54年10月から同年12月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間）があることから、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料も併せて納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月7日に払い出されており、資格取得日を44年10月19日として強制加入している。このことから、申立期間①及び②当時には、申立人は国民年金に加入していないこととなり、申立人の母親が、申立人の当該申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、当該申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までは時効により納付することはできないこととなり、当該申立期間の残りの期間である同年4月から同年12月までと昭和50年度分については過年度納付も可能であるが、申立人に過年度納付の記憶も無いことから、これも考え難い。

その上、申立期間③、④及び⑤が含まれる昭和59年度及び60年度で唯一納付記録がある昭和60年10月分の納付記録も、社会保険庁の記録によれば、申立人が厚生年金保険被保険者となっていたにもかかわらず、62年7月分の国民年金保険料を納付したため、63年1月5日に、この時点で未納となっていた期間のうち、時効を迎える直前だった60年10月分へ充当し、差額を申立人へ還付処理していたものであることが判明した。このほかに、申立人の母親が申立人の当該申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

私と夫は昭和38年1月にA市B区へ転居し、その時に夫婦共にB区役所で国民年金加入手続を行った。それ以後、41年秋ごろにC郡D町へ転居するまで、3か月に1回自宅に来ていた集金人に私が夫婦の保険料を併せて納付していた。

また、遅れて納付したことやさかのぼって納付した記憶は無い。申立期間当時の夫婦の国民年金手帳は、D町役場で転入手続をした時に提出してしまい、現在は持っていない。

しかし、申立期間の国民年金保険料月額当初100円、その後150円となり300円まで上がっていったことも記憶しているので、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料月額を当初100円、その後150円となり300円まで上がったとしているが、申立人の申立期間の保険料月額は100円であることから、申立人の申立期間の納付の記憶は曖昧である。

また、申立人は昭和38年1月ごろに夫婦の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は41年7月6日にB区役所で払い出されており、夫婦共に資格取得日を38年1月1日として強制加入している（申立人の夫は厚生年金保険との記録統合のため平成4年1月11日に厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月11日に資格取得日が訂正されている。）。さらに、申立人夫婦へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないこととなり、申立人が申立期間の保険料を

現年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの保険料は時効により納付できないこととなり、申立期間の残りの同年4月から41年3月までについては過年度納付が可能であるが、申立人には過年度納付した記憶は無く、A市の国民年金推進員(集金人)も過年度納付を収納していなかったことから、これも考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

私と夫は昭和38年1月にA市B区へ転居し、その時に夫婦共にB区役所で国民年金加入手続を行った。それ以後、41年秋ごろにC郡D町へ転居するまで、3か月に1回自宅に来ていた集金人に、妻である私が夫婦の保険料を併せて納付していた。

また、遅れて納付したことやさかのぼって納付した記憶は無い。申立期間当時の夫婦の国民年金手帳は、D町役場で転入手続をした時に提出してしまい現在は持っていない。

しかし、申立期間の国民年金保険料月額は当初100円、その後150円となり300円まで上がっていったことも記憶しているので、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は申立期間の国民年金保険料月額を当初100円、その後150円となり300円まで上がったとしているが、申立人の申立期間の保険料月額は100円であることから、申立人の妻の申立期間の納付の記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は昭和38年1月ごろに夫婦の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は41年7月6日にB区役所で払い出されており、夫婦共に資格取得日を38年1月1日として強制加入している(申立人は厚生年金保険との記録統合のため、平成4年1月11日に厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月11日に資格取得日が訂正されている。 )。

さらに、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないこととなり、申立人の妻が、申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの保険料は時効により納付できないこととなり、申立期間の残りの39年4月から41年3月までについては過年度納付が可能であるが、申立人の妻には過年度納付した記憶は無く、A市の国民年金推進員（集金人）も過年度納付を収納していなかったことから、これも考え難い。

その上、申立人の妻が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は昭和36年4月当時、A社直轄のB班でC郡D村の護岸工事現場で働いていた。国民年金制度が発足したとのことで、D村役場職員が現場事務所へ説明に来た。

しかし、私は加入手続した記憶は無いし、国民年金手帳ももらった記憶は無い。

初めの3か月間ぐらいはD村役場から女性の集金人が毎月来て、100円ぐらいの保険料を納めていた。その時はA4サイズかB5サイズの台帳に納付月ごとに領収印を押していた記憶がある。その後は勤めていたB班の親方が、給料から天引きの上、保険料納付していたと思う。これは申立期間中にD村を離れ、他の工事現場へ移動しても同様だった。このため、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の給与から保険料を控除して納付していたとする工事現場の親方（以下「親方」という。）へ申立期間当時の納付状況について聴取しようとしたが、申立人と音信不通であり、これを行うことができない。

また、申立人は申立期間について国民年金加入手続を行った記憶も無く、国民年金手帳を所持した記憶も無いとしていることから、申立内容は不自然である。

さらに、親方の年金記録も確認できず、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されている親方の長男について年金記録を確認したところ、申立期間は未納となっていることが判明した。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出し

は昭和 36 年 1 月から同年 2 月ごろであり、申立人はこのころに国民年金に加入したものとみられる。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の備考欄には「不在消除」と記録されており、かつ、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳にも 36 年 4 月 1 日に不在決定（被保険者の住所地へ集金人が赴いても、常に不在であるため、赴くことを中止すること。）と記録されている。

その上、D 村が保存している国民年金被保険者名簿の中には申立人の名簿は無く、かつ、D 村では当時、村内では納付組合による保険料収納が行われていたが、護岸工事現場に就労する者は納付組合に加入しておらず、保険料収納に赴くことはなかったとしている。このことから、申立人が申立期間内に D 村で保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人は申立期間において、その後、昭和 36 年 11 月からは E 市 F 区に、38 年 10 月からは E 市 G 区に転居したとしているが、申立人には転居後も国民年金関係手続を行った記憶は無く、国民年金被保険者台帳も不在決定のままであることなどから考えて、申立人が申立期間内に E 市 F 区及び G 区において保険料を納付したとも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から同年12月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から同年12月まで

平成10年1月に会社を退職した。仕事上、総務関係のことは分かっていたので、国民年金に加入しなければならないことは理解しており、また友人からの勧めもあって、職業安定所での雇用保険の手続とともに、A市役所で、私が国民年金加入手続をした。

当時、私が毎月1万数千円の国民年金保険料をA市役所で納付したが、雇用保険の日額とほぼ同等の金額であったので、これなら払っていけると思ったことを覚えている。なお、元妻のことについては知らない。

領収書等は残っていないが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のA市役所での保険料納付場所の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人は申立期間について国民年金に未加入であったことから適用勧奨がなされており、平成13年1月に、昭和62年8月と申立期間の国民年金の資格取得及び喪失をさかのぼって追加されていることが確認できる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったと推認され、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の資格取得及び喪失が追加された平成13年1月を基準とすると、申立期間の国民年金保険料のほぼすべては、時効により納付することができない。

加えて、申立人には、申立期間以外にも国民年金に加入していない期間や加入していても保険料が未納となっている期間が見受けられ、申立人が国民年金



制度に対して消極的であったことがうかがわれる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 33 年 10 月まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚の名前も覚えており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社は昭和 36 年 11 月 17 日に全喪しており、申立人の同社での在籍期間及び厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人が名前を挙げた男性の同僚 7 人のうち、3 人についても厚生年金保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで  
申立期間の厚生年金記録が消えている。勤務先が厚生年金保険料の支払を怠ったか、社会保険事務所の手続間違いだと思うので、よく調べて申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 59 年 12 月に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者は連絡先不明により証言が得られないため、申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立人が同時期に勤務していた同僚として名前を挙げた二人についても、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和 33 年 10 月 1 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 28 日から 36 年 1 月 30 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで  
④ 昭和 50 年 3 月 16 日から 51 年 1 月 30 日まで  
⑤ 昭和 51 年 2 月 10 日から 52 年 1 月 10 日まで

私が申立ての 5 社に勤務していたのは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と一緒にA社で働いていた申立人の兄の証言から判断して、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無い。

また、当時の社長及び専務は既に亡くなっており、事務を担当していた事業主の妻は連絡先が分からないため、証言を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間(昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで)における健康保険の整理番号(B 番から C 番まで)に欠番は見られない。

加えて、申立人が同職種だったと証言している同僚と思われる 6 人のうち、3 人については厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、当時の事業主の証言から判断して、申立人が、申立期間にD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びD社側にも、申立人が事業主により申立期間に

係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無い。

また、社会保険庁の記録によると、D社は昭和36年6月1日に厚生年金保険の新規適用とされていることから、申立期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「新規適用前は、保険料は控除していなかったと思う。」と証言している。

申立期間③については、同僚3人の証言から判断すると、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びE社側にも、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無い。

また、事業主は、高齢のため証言を得ることができない上、当時の従業員二人は、「申立人は当時、常勤ではなく、出勤しない日があったはず。」と証言している。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において新規適用日(昭和35年11月1日)から全喪日(39年7月16日)までの健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間④については、F社が平成15年に破産している上、当時の事業主は、既に亡くなっており、事務担当者は、連絡先が分からないことから、申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立人と同時期に入社した同職種の同僚二人及び先輩一人についても、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、F社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間及びその前後の期間(昭和49年11月13日から51年5月17日まで)における健康保険の整理番号(G番からH番まで)に欠番は見られない。

加えて、雇用保険においても、申立人の加入記録は無い。

申立期間⑤については、申立人が勤務していたと主張しているI社は、所在地を管轄する法務局には、事業所の商業・法人登記の記録が無い上、社会保険事務所にも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、I社の事業主及び事務担当者については、申立人が名前を覚えておらず、申立人が同僚として名前を挙げている二人については、連絡先が分からないため、証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 35 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。当時、A社に在籍していたことを証明できるものは無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社は昭和 39 年 3 月 1 日に全喪しており、当時の事業主及び上司は、既に死亡又は所在不明のため連絡がとれず、申立ての事実が確認できない。

さらに、申立人は、「入社当時、社員が 30 人くらいいた。」と証言しているが、当時の厚生年金保険の加入者は 17 人しか確認できないことから、事業主は、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の名前は無く、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年から 43 年 5 月まで  
② 昭和 45 年 6 月から同年 11 月まで

A社及びB社では常勤で勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無い上、A社及びB社ともに既に解散しており、申立人の勤務の事実及び保険料控除を確認できる人事記録等の関連資料及び証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立人と電話連絡がとれず、手紙にも返信が無いため証言が得られないことから、A社の同僚が、申立人と同姓の職員の実家の状況や次の勤務先等を記憶しているものの、申立人に係る事実か否かの確認ができない。

加えて、B社については、申立人から同僚及び上司の氏名が聞けないため、申立人の勤務を確認できる証言等を得ることができない。

このほか、雇用保険においても、両申立期間における申立人の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月から21年11月まで  
② 昭和23年ごろから25年ごろまで  
③ 昭和25年ごろから26年ごろまで  
④ 昭和26年ごろから29年ごろまで

A社B支店に勤務していた申立期間①は、船員から陸上勤務に変わった時期で、船員時代は船員保険の加入記録がある。申立期間②のC社は、営利企業というよりは家具製造の技術を教える職業訓練所のような所で、私は家具製造の見習をしていた。申立期間③のD社には半年ぐらい勤務し、工場で車体の組立て等をしていた。申立期間④のE社では、女子寮の修繕等をしていた。いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いが、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所保管のA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和19年9月から21年3月31日までの期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同支店は、21年4月1日に全喪しており、申立期間のうち、同日から同年11月までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が保管する人事記録によれば、申立人は、昭和19年10月から20年3月までは事務手伝、20年4月1日から傭員として採用、21年6月10日退職と記載されており、申立人が当該期間に勤務していたことは認められるものの、申立人は正社員ではなかったと考えられる。

さらに、当時、事務員をしていた厚生年金保険加入記録のある同僚は、申立人について記憶が無い旨証言している。



申立期間②について、C社と同名の適用事業所は同一市内に現存するものの、昭和62年設立で業種も異なる全く別の事業所であり、申立期間当時に同名の適用事業所は無い。

また、法人登記簿も見当たらず、商工会議所、市役所商工担当課、家具工業組合に照会しても判明しないため、申立事業所が確認できない。

さらに、申立人が記憶している事業主は、申立人によれば当時60歳前後とのことであるが、社会保険庁の記録では、該当する人物が見当たらない。

加えて、申立人が記憶している同僚と思われる者については、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、D社では、申立期間当時の資料は保存していないとしており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入状況が確認できない。

さらに、申立人はD社常務の姓を申し立てているところ、同姓の者の厚生年金保険被保険者記録は確認できたものの、既に死亡しているため周辺事情を調査することができない。

加えて、申立期間にD社で厚生年金保険加入記録がある者二人によれば、いずれも申立人を記憶していない上、同人らは、自分が記憶している入社時期の3か月後に厚生年金保険に加入した旨証言し、そのうち一人は厚生年金保険に加入するまで3か月間の見習期間があったと証言している。

申立期間④について、E社では、在籍者名簿、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に係る名簿は、当時のものが残っており、すべて確認したが、申立人の記録は無かったとしている。

また、申立人は同僚について覚えていない上、E社で厚生年金保険加入記録がある者4人によれば、いずれも申立人を記憶していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 37 年 12 月まで

私はA社に住み込み、機械修理や仕事の段取りをしていた。勤務は二交代で月 25 日くらい働いていた。同僚にBさんがいた。当時の給与明細書は残っていないし、社会保険料や雇用保険料が控除されていたか記憶は無いが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

先代社長の娘のC氏は、「私は当時、小学生であったが、申立人がA社に在籍していたことを覚えている。」と証言しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社における申立人の厚生年金保険の保険料控除に係る記録は、保存期間の経過等により資料は現存せず、確認できないとしている上、現社長のD氏やC氏によれば、「申立期間当時、自分たちも厚生年金保険にすぐには加入手続してもらえなかった。」としており、同社は、すべての社員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認される。

また、申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

さらに、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、同僚のB氏の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 11 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 26 日から同年 7 月 23 日まで

私は前社で働いていたときに、会社の先輩にA社で働かないかと言われ、条件が良かったので、前社を辞めて、すぐに同社に入社した。

A社では寮に入っており、1年間は健康保険証を使った記憶がある。社会保険事務所の記録によると、昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 26 日までの被保険者記録があるが、その後、次の会社へ就職するまで、1年間は同社で働いていたので、被保険者期間が短いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得年月日が昭和 39 年 12 月 1 日、資格喪失日が 40 年 3 月 26 日と記載されており、申立期間①及び②の期間について、申立人の名前が無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、同社が昭和 44 年 8 月 1 日に全喪しているため、いずれも確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者記録がある元同僚 7 人のうち一人は、申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、申立人の勤務期間に関する記憶が不明瞭であり、申立期間に勤務していたか確認できない上、他の同僚 6 人は

申立人に関する記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 8 月 20 日まで  
② 昭和 50 年 3 月から 51 年 7 月 10 日まで

私は、A社に昭和33年8月ごろから約1年勤務した。同社は、34年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、それ以前の記録が無いのは仕方ないが、厚生年金保険の加入記録が34年8月の1か月分しかないのは納得できない。

また、申立期間②に係るB社には同社の社長に請われて入社し、入社の際に給与や処遇について社長と取り決めを行ったので、厚生年金保険には加入していたと思う。

したがって、これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が同社に勤務していた具体的な期間は確認できない。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和34年8月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管しているB社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、雇用保険の記録によると、申立期間②に係る事業所の前後の事業所に

については雇用保険の加入記録がある一方、申立ての事業所については雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が、事業主により申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 48 年 12 月まで  
② 昭和 49 年 1 月から 51 年 12 月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①に勤務していたA社及び申立期間②に勤務していたB社については被保険者記録が無いと言われた。

しかし、A社及びB社では、工作機械を修理したり、工場に出向いて工作機械を据え付ける仕事をしていた。

また、厚生年金保険料を控除されていた記憶もある。

上記両社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立人が申立期間①及び②について、申立てに係る事業所に勤務していたことを確認できる関連資料等は無い。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和43年5月1日から48年3月31日まではC社において雇用保険の記録が確認できることから、申立期間①の大部分について、申立人の主張するA社における勤務の実態は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和50年4月以降の期間については、国民年金に加入するとともに、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立てに係る事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、同僚からは、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事

情を聞くこともできない。

このほか、申立人が事業主により申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 30 日から 22 年 4 月 10 日まで  
② 昭和 22 年 4 月 10 日から 24 年 5 月 11 日まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していた。

申立期間当時、健康保険証を使用したという記憶があり、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思っているので、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、法人登記簿に記載されている申立期間当時の理事の年金加入記録を確認したが、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

加えて、申立ての事業所は現存しておらず、申立人に係る関連資料及び周辺事情等を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月ごろから 44 年 3 月ごろまで  
② 昭和 45 年 6 月ごろから 46 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①にはA社、申立期間②にはB社に勤務していた。特にA社では兄と一緒に勤務をしていたので、自分の記録が無いのは納得できない。申立ての事業所に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和42年9月19日に資格取得、44年9月10日に離職していることが確認できることから、申立期間①のうち、当該期間については同社に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、昭和42年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、42年4月から同年9月までは適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人と同時期にA社に勤務していたとされる申立人の義姉の兄も同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、加えて、申立ての事業所は平成12年3月16日に全喪し、関連資料も残っておらず、このほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において昭

和45年10月26日に資格取得、46年9月12日に離職していることが確認できることから、申立期間②のうち、当該期間については同社に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、このほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 12 日から 47 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 44 年 4 月 12 日から 47 年 1 月まで A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から申立人が A 社に申立期間の一部である昭和 44 年 4 月 12 日から 47 年 1 月 20 日まで在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人が記憶している当時の現場代理人は、「申立人は、A 社で日雇労働者として勤務していた。」と証言しており、現場代理人の上司は、「現場代理人は、A 社で正社員として勤務しており厚生年金保険に加入していたが、現場代理人の下で勤務していた社員は日雇労働者として勤務しており、厚生年金保険には加入していなかった。」旨証言している。

さらに、現場代理人が申立人と一緒に勤務していたとする当時の同僚労働者等に A 社での厚生年金保険被保険者記録はない。

加えて、社会保険事務所の記録上、A 社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月ごろから同年10月11日まで  
② 昭和38年10月11日から同年12月ごろまで

私は、申立期間につき、A中学校の給食室で調理作業をしていた。私の勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B市の辞令簿により、申立人が昭和38年4月1日に勤務を始め、同年10月11日に依願退職した旨の記載があり、申立期間である当該期間にA中学校において給食婦として勤務したことが確認できる。

B市及びC県は、申立人が同市に正規職員の身分で雇用されていることから、公立学校共済において組合員となるべき者である旨の回答をしている。

しかし、B市の厚生年金保険適用事業所に係る新規適用年月日は、昭和38年11月1日であることから、申立期間について申立人の厚生年金保険への加入があったことは考えられない。

2 申立期間②について、B市は、従来、日雇健康保険取扱いを行っていた2か月を超えて雇用される臨時職員に係る健康保険加入のため、昭和38年11月1日に適用事業所となっている。

また、申立人はB市を退職後、同市に再雇用されたという記憶は無い。

さらに、申立期間②におけるB市に係る被保険者原票の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 961

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月13日から32年4月22日まで  
昭和27年10月から32年4月までの間、確かにA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の事業内容等が事実と合致すること及び同僚の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間当時の申立人の記憶する同僚にも、A社に係る厚生年金保険の加入記録が無い者が存在する。

さらに、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができず、かつ、当時の役員等は既に他界しており、証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 23 日から 46 年 4 月 20 日まで

A社では入社するときに、厚生年金保険と失業保険の被保険者証を提出した。同社は株式会社なのでしっかりしていると思っていた。給与明細書等は持っていないが、働いていたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社での慰安旅行の写真及び当時の役員の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立期間当時の申立人の上司にもA社に係る厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間当時には国民年金の加入記録がある。

加えて、社会保険庁の記録上、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月 14 日まで  
② 昭和 34 年 6 月 14 日から 36 年 3 月まで

私は、A社のB工場に昭和33年4月から勤務した。厚生年金保険料は控除されていたと思う。時期は覚えていないが、ケガをして依願退職をしたが、治癒後に再度、同社に就職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の数か月から1年ほどケガのためにA社を退職し治療をしていた旨の記憶があるが、病院には診療記録の保管が無く、その時期、期間については不明であるものの、申立人が提出した同社B工場内で撮影したと思われる写真があるとともに、当時の同僚は申立人が申立期間に在籍していた旨証言しており、申立人が申立期間①の一部及び②の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無い。

また、A社には当時の厚生年金保険に係る得喪の資料、及び人事記録も無く、当時の上司の連絡先も不明であることから、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。

さらに、A企業年金基金が保管する健康保険台帳により、申立人が昭和34年4月14日に資格取得し、同年6月14日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②において社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。



このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで  
② 平成 3 年 1 月 21 日から 6 年 4 月 1 日まで

私は、A社（後継会社は、B社。）に昭和 56 年 6 月から平成 6 年 9 月 4 日まで、運転手として継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人が事業主により申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B社は、申立期間当時の人事記録、厚生年金保険に係る資格取得及び喪失を確認できる資料の保存は無いとしており、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入等の取扱いについて確認することができない上、申立人の同社入社日を特定することのできる証言も無いことから、申立人の申立期間における同社勤務を確認することはできない。

さらに、当該事業所が加入している厚生年金基金の加入記録によれば、申立人が昭和 58 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、資格取得日は社会保険庁の記録と一致している。

加えて、申立期間①のうち昭和 57 年 12 月 1 日から同月 5 日までは、A社ではなく、C社における雇用保険の加入記録が存在する。

このほか、申立期間①において社会保険事務所が保管するA社及びC社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

#### 2 申立人が事業主により申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B社は、申立期間当時の人事記録、厚生年金保険に係る資格取得及び喪失を確認できる資料の保存は無いとしており、申立人の雇用形態、厚生年金保険の加入等の取扱いについて確認することができない。

さらに、当該事業所が加入している厚生年金基金の加入記録によれば、申立人は平成3年1月21日に一旦資格を喪失した後、6年4月1日に再び資格を取得していることが確認でき、資格取得日及び喪失日は社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで A 社に勤務し、東京オリンピックに向けての首都高速道路を建設する B 市の現場で、重機を使って仕事をしてきた。給与は月 2 回の分割で 15 日と月末の支払であった。社会保険料は天引きされていたと記憶するので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提供された昭和 37 年 5 月現在の社員名簿に「傭人（ようにん）」という職階で申立人の名前が見られ、申立人がこの名簿の作成時点で同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A 社の当時の労務事務担当者は既に死亡しており、申立ての事実について確認することができない。

さらに、A 社の申立人が所属していたとする現場の事務担当者は、「傭人は日給制で、日雇健康保険手帳を持っていた。」旨回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 14 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、一部の期間について脱退手当金が支払われていることを知った。当該期間について脱退手当金を支給された記憶は無いので、是非、第三者委員会で判断を仰ぎたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和45年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和44年12月の前後2年以内に資格を喪失し、同事業所を最終事業所とする脱退手当金受給権者4人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人に脱退手当金の支給記録があり、うち二人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、そのうち連絡先が把握できた一人は、事業所が請求手続してくれたと証言していることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 8 日から 36 年 1 月 21 日まで  
年金の裁定請求手続をした時に脱退手当金を受給している期間があることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、今一度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月の前後2年以内に資格喪失した者4人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社における脱退手当金受給者の中に、事業主が手続をして脱退手当金を受領したと証言している者がいることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 16 日から 39 年 10 月 18 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 21 日から 40 年 7 月 4 日まで

A社及びB社の合計84か月の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給されているとの回答をいただいたが、私は支給されていません。領収した証拠を示さず、支給したとされていることに納得ができない。再審査請求事件の審理調書、裁決書を提出する。すべて社会保険庁の状況証拠であり、納得できるものではない。上記期間の脱退手当金は受け取っていない。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として年金の増額支給を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和40年12月4日に支給決定されたこととなっており、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書の記載内容及び社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、私は絶対脱退手当金は受け取っていない、というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 17 日から 38 年 8 月 24 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 11 日から 45 年 10 月 6 日まで  
社会保険事務所で申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると聞いた。受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に、資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一のものも認められる上、事業所保管の被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金請求済として請求年月日が記載されており、事業主は代理請求を行っていたと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年 6 月に国民年金に加入するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 35 年 9 月 28 日まで  
脱退手当金の申請をしたことは無く、支給を受けた記憶も無い。支給済期間を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に、資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一のものも認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月4日から31年2月20日まで

私は、脱退手当金の手続をしたことが無く、支給を受けた記憶も無い。脱退手当金支給済となっている期間について、年金給付をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和31年3月29日に支給決定されているところ、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 16 日から 36 年 11 月 15 日まで  
平成19年に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、私は脱退手当金の申請をしたことも、お金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金が支払われたとされる66か月分について被保険者期間に含め、その分の年金が受給できるよう認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿について、申立人の前後の女性のうち、脱退手当金の受給資格のある29人の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 16 日から 40 年 3 月 24 日まで  
私はA社に勤務したが、脱退手当金の請求をした覚えが無い。また、受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社において、昭和 39 年 1 月から 42 年 12 月までに資格喪失をした者 91 人（申立人を含む）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格者 21 人の中で脱退手当金の支給記録が確認できる 16 人のうち 13 人が資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、同僚によると脱退手当金の請求手続は事業所が行っていた旨の回答があることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 21 日から 36 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 11 日から同年 9 月 30 日まで  
③ 昭和 37 年 6 月 15 日から 40 年 2 月 26 日まで  
④ 昭和 40 年 3 月 31 日から 41 年 8 月 26 日まで

申立期間①について、私はA社を退職し、すぐにB県の実家に帰り1年くらい実家の手伝いをしていた。A社を退職するとき脱退手当金の手続きをしていない。A社からは何も受け取っておらず、脱退手当金が支給されたとする昭和36年12月はB県にいたので受け取っていない。

申立期間②、③及び④について、社会保険事務所に保存されている脱退手当金裁定請求書に記載のあるC社には勤務したことがない。昭和46年頃、何かの金額を受け取った記憶があるが、D社とE社の分は請求もしていないし、受け取っていない。社会保険事務所の事務誤りであるので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給していることを意味する「脱」の表示がある。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は昭和42年1月12日から44年10月16日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した

記憶がある。

また、社会保険事務所が保存する申立人の脱退手当金裁定請求書には、F社の源泉徴収票が添付されており、申立人が自らの意思で手続を行ったことがうかがえる。

さらに、申立人はC社に勤務した記憶が無いと主張しているが、C社、D社、E社及びF社は同じ被保険者記号番号で管理され、4事業所一括で脱退手当金が請求され、昭和46年11月26日に支給決定されている。

加えて、申立期間と上記の申立人が受給した記憶のある期間を合わせた期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、どのように手続を行ったかについては記憶が曖昧で、F社以外に脱退手当金を受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。